

議案第 59 号

亀山市景観条例の一部改正について

亀山市景観条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市景観条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市景観条例の一部を改正する条例

亀山市景観条例（平成２２年亀山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第１１条　法<u>第１６条第８項第１２号</u>の条例で定める届出（同条第５項後段の規定による通知を含む。次項において同じ。）を要しない行為（景観形成推進地区及び景観重点地区における行為を除く。）は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）　〔略〕 ２　景観形成推進地区及び景観重点地区における法<u>第１６条第８項第１２号</u>の条例で定める届出を要しない行為は、前項第１号から第３号までに掲げる行為及び規則で定める行為とする。	（届出を要しない行為） 第１１条　法<u>第１６条第７項第１１号</u>の条例で定める届出（同条第５項後段の規定による通知を含む。次項において同じ。）を要しない行為（景観形成推進地区及び景観重点地区における行為を除く。）は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）　〔略〕 ２　景観形成推進地区及び景観重点地区における法<u>第１６条第７項第１１号</u>の条例で定める届出を要しない行為は、前項第１号から第３号までに掲げる行為及び規則で定める行為とする。
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。